

## 神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 3月22日

神河町長 山 名 宗 悟

### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 川上地区 当初（平成30年3月）

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月 6日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	0組織

#### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手がない。

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手が出来た場合、農地中間管理機構からの借受を希望する場合は活用する。

#### 6. 地域農業の将来のあり方

##### 【農地の利用】

この地域については、水稲作がもっとも適している生産しやすく、農地を守っていく上でも、水稲作を推奨する。また、平成30年産からの行政からの生産数量目標の配分がなく、生産者、集荷業者等の需要に応じた生産に切り替わることを視野に入れながら、高付加価値を持った米の生産・販売等について検討していく。さらに、水稲に適さない農地については、山椒、自然薯等の生産拡大を図る。

##### 【担い手について】

現在は、各個人での経営が行われていて、高齢化及び後継者不足により、農地の不作付

け地（耕作放棄地等）の増加が懸念されている中、周辺地区と連携していきながら、担い手の確保、育成していかなくてはならない。その方法の一つとして、地域全体で農地を守るため、営農組合（農業機械の共同利用組合等）の立上げについて話し合いを行う。また、農業経営に意欲のある都市部からの移住の希望等がある場合、農地の貸付等に協力をする。

#### 【農地の管理】

中山間地域では、畦畔管理が一番の課題であるので、地域で、畦畔管理作業の省力化について検討する。